

所得税の申告が必要な人

- ・給与収入が2千万円を超える人
- ・給与等を1か所から受けていて、各種所得(給与所得、退職所得除く)の合計が20万円を超える人
- ・給与等を2か所以上から受けていて、年末調整された主たる給与以外の従たる給与収入と各種所得(給与所得、退職所得除く)の合計が20万円を超える人
- ・公的年金等に係る雑所得が、所得控除の合計を超える人(ただし、公的年金等の収入が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得が20万円以下の場合は除く)
- ・公的年金の他に20万円を超える所得があった人
- ・営業所得、農業所得、不動産所得、譲渡所得等があり、所得金額の合計が所得控除額の合計を超える人

所得税の還付を受けられる人 (源泉された所得税等がある人に限る)

- ・給与所得者で、年の途中で退職し、その後就職しなかったため年末調整をしていない人
- ・給与所得者、年金受給者で、源泉徴収票に記載されていない控除を追加する人

住宅借入金等特別控除申告説明会

令和2年中に住宅を取得し、一定の要件に該当する人を対象に説明会を実施します。一定の要件および必要書類はQRコードから名古屋国税局ホームページでご確認ください。住宅借入金等特別控除を受けるために必要な書類を持参した人は、確定申告書の作成、提出が可能です。会場への入場は、右ページ住吉福祉文化会館と同様に整理券が必要です。

日時 2月10日(水)～15日(月)
9:00～17:00

※11日(祝)を除く
場所 住吉福祉文化会館
問合せ 半田税務署



町・県民税の申告が必要な人

所得税の申告義務がない人でも、令和3年1月1日現在、町内に在住し、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

申告をしないと、個人住民税、国民健康保険税や介護保険料、後期高齢者医療保険料等の算定に影響することがあります。所得税の確定申告をする人は、町・県民税の申告は原則不要です。

- ・給与や公的年金等の源泉徴収票に記載されていない控除を追加する人
- ・給与支払報告書が勤務先から提出されない人(給与30万円以下の退職者等)
- ・営業所得、農業所得、不動産所得等があり、所得税の確定申告義務がない人
- ・収入がない、または非課税収入(遺族年金、障害年金、失業給付金等)のみの人で、町内の親族の税法上の扶養親族になっていない人
- ・配当所得等について、所得税と異なる課税方式を選択する人

※「申告が必要な人」、「還付を受けられる人」に該当しない人でもそれぞれの対象になる場合があります。所得税については半田税務署、住民税については役場税務課にお問合せください

自宅からでも 確定申告ができます！

申告書は、国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成できます。作成した申告書は印刷して必要書類を添付し郵送等でご提出ください。またパソコンやスマートフォンから「e-TAX(電子申告)」を利用して申告をすることも可能です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点からも、安心・安全なご自宅からの確定申告にご協力ください。



所得税、町・県民税の申告が始まります！



住吉福祉文化会館 (半田市宮路町58 住吉神社内)

問合せ 半田税務署
☎ 21-3141

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を考慮し、当日会場にて入場整理券の配布を予定しています。また、オンラインで事前に発行することも予定しています。詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

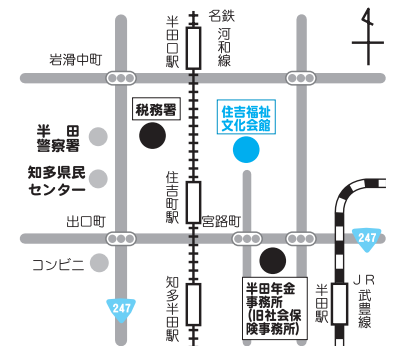
【受付内容】 所得税、贈与税、個人事業者の消費税・地方消費税

【期間・受付時間】 2月16日(火)～3月15日(月)
(土・日曜日、祝日は除く)
9:00～17:00

○混雑状況により受付を早めに終了する場合があります。

○2月21日(日)・28日(日)は受け付けます

○還付申告は1月4日(月)から半田税務署で申告書の提出や申告書の作成ができます。詳細は半田税務署にお問合せください



中央公民館 2階第3・4会議室

問合せ 役場税務課

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等を考慮し、**申告相談会場が変更**になります。会場では消毒、検温、マスクの着用等にご協力ください。

【受付内容】 町・県民税、一部の所得税

【期間・受付時間】 2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日は除く)
9:00～12:00、13:00～16:00

○還付申告、町・県民税の申告は2月1日(月)から受け付けます

○混雑状況等により、待ち時間が長くなる場合があります。

また、午前に受付をした場合でも、午後からの申告受付となることがあります

○申告に関するお問合せは、中央公民館ではお答えできません。役場税務課にお問合せください

【受付できない申告】

- ・青色申告
- ・初めての営業所得や農業所得等の確定申告(2年目以降も受付不可の場合あり)
- ・営業所得、農業所得、不動産所得で収支内訳書が未作成の確定申告
- ・分離課税所得(土地や株式の譲渡等)の確定申告
- ・所得税の税額控除を受けようとする確定申告(2年目以降でローンの借換えを行っていない住宅借入金等特別控除、配当控除、寄附金等特別控除は受付可)
- ・贈与税、相続税、消費税の申告
- ・令和元年分以前の確定申告、更正の請求、修正申告
- ・令和3年1月1日以前に死亡または転出等している人の準確定申告や確定申告
- ・必要書類が整っていない申告

紙類の分別を確認しましょう!

紙類とは?

紙箱、紙袋、レシート、伝票、メモ紙、プリント、ファイル、ラミネート紙といった汚れていない紙です。もやさなければならないごみには多くの紙類が含まれています。正しく分別することで、ごみ減量をしていきましょう。

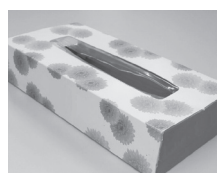
紙類



ダイレクトメール



空き箱



ティッシュ



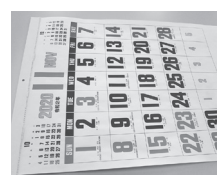
葉書・郵便物



ファイル



紙袋



カレンダー

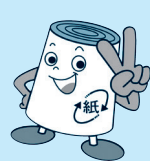


レシート



プリント

リサイクルしてティッシュやトイレットペーパーに生まれ変わります。



ファイルの留め具やクリップ等、金属やプラスチックがついたままでも「紙類」指定袋に入れることができます。



※ダイレクトメールは、封を開けていなければまとめて「紙類」に出せます。外袋を「プラスチック製容器包装」や中身を「紙類」といった形で分別しても出せます

※新聞紙や雑誌、段ボール、紙パックは従来通り資源物として回収します。油や汚物がついたものは「もやさなければならないごみ」として出してください

▶ 問合せ 役場環境課

たけとよ
エコだより

申告に必要なもの(主なもの)

※必要書類が整っていない場合、申告相談の受付ができないことがあります

① 印鑑

スタンプ式でないもの



② 本人確認書類

- マイナンバーカードまたは
マイナンバー通知カード
(記載事項に変更のないものに限る)等
※扶養親族分も必要
- 運転免許証、保険証、パスポート等
※マイナンバーカードをお持ちの人は不要



③ 「確定申告のお知らせ」のはがき

届いた人のみ



④ 令和2年中の所得が分かるもの

- 給与、年金の源泉徴収票
- 報酬等の支払調書
- 生命保険の満期返戻金や個人年金の支払証明書等
- 配当の支払通知書、特定口座年間取引報告書等
- 営業所得、農業所得、不動産所得の収支内訳書



⑤ 控除額を証明するもの

- 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料等の支払明細書等
※支払明細書(普通徴収分)は1月下旬に役場担当課から送付します
- 国民年金保険料
※国民年金保険料の支払額は、町では確認できません
- 生命保険料、地震保険料等の支払額の証明書
- 障害者手帳、障害者控除対象者認定書
※認定書は1月中に役場福祉課から送付します
- 医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書
※国民健康保険の医療費通知は、2月中旬に役場保険医療課から送付します
- 寄附金の領収書、証明書等
- 住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書、給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書
- 国外居住親族に係る親族関係書類、送金関係書類(外国語で作成されている場合にはその翻訳文を含む)

⑥ 還付申告で必要なもの

- 申告者本人名義の振込金融機関名、支店名、預金の種類、口座番号が分かるもの

令和3年4月1日(木)から指定袋が変更になります

- ・現在の「もやさなければならないごみ」指定袋は、令和3年4月1日(木)より、ごみの有料化に伴い使用できなくなります
- ・現在の「もやさなければならないごみ」指定袋は、当面の間、資源用指定袋として代用いただけます。多量に余剰をお持ちの人や資源袋を必要としない人向けに、未開封10枚入り1袋を新しい指定袋2枚と交換をします(2月1日(月)から9月30日(木)まで)
- ・資源袋として代用や交換ができますが、切替の時点で、袋の余りが少なくなるよう、可能な限り、計画的にご購入いただきますようお願いいたします



詳しくはこちら→

必ず事前に作成し、持参してください!

・収支内訳書

営業所得、不動産所得、農業所得の収支内訳書を必ず事前に作成してください。未作成の場合、申告の受付ができません。収支内訳書の様式は、半田税務署または役場で受取るか、国税庁ホームページからダウンロードしてください。

・医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書

令和2年分の申告から、明細書の添付が必須となりますので、必ず事前に作成してください。領収書の添付や提示では控除を受けることができません。明細書の様式は、半田税務署または役場で受取るか、国税庁ホームページからダウンロードしてください。